

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年3月11日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 多目的ホール

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 出 射 實 宮 本 英 美  
由 喜 門 尊 小 林 桂 治 石 黒 五 月 藤 原 和 正  
大 森 茂 利 久 山 英 之

欠席委員

藤 原 由 果

4. 農地利用最適化推進委員

岡 崎 文 明 松 本 英 樹 山 崎 徹 佐 藤 辰 也  
田 中 伸 五 正 富 清 人 安 木 義 忠 射 越 誠 一  
茂 成 和 延

欠席委員

大河原 律 夫 山 本 祐 章

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭  
事務局 青木 潔  
事務局 坂本 隆也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第4条許可申請について  
第3号議案 農地法第5条許可申請について  
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻となりましたので、これより令和2年度瀬戸内市農業委員会、第12回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。本日も寒い中、お越しいただきありがとうございます。お忙しい中多くのご参加、ご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお願ひします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、藤原委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては藤原会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに尾上委員、出射委員、よろしくお願ひします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

#### 【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓1777-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は801㎡。「牛窓町牛窓3443」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,187㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は12,604㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人と譲受人は義理の親子関係である。この度、実際の耕作者である譲受人へ所有権移転するもの。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【2番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■■■■■■ ■■ ■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「福岡県北九州市若松区青葉台■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「大阪府吹田市垂水町■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「大阪府枚方市山之上■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍7282-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は177㎡。牛窓町鹿忍7282-3」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は302㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は5,494㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は3人いるが全員市外に居住しており、今後も耕作を行う意思はない。この度、譲受人から申し出があり、当該申請に至る。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

#### 【3番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■ ■■■■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍7724-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は658㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は12,963㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人は当該申請地に隣接する農地を耕作しており、譲受人より当該申請地についても耕作したいとの希望があったため当該申請にいたる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【4番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■■■ ■■■」。  
譲渡人「岡山県岡山市北区伊福町■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町豊安172」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は523㎡。「邑久町豊安173」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,059㎡。「邑久町豊安178-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は169㎡。「邑久町豊安181-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は111㎡。譲受人の農地までの距離は90m。耕作面積は9,874㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は市外に住んでおり、耕作、管理ができず、今後も市内へ帰り、耕作を行う予定もないことから、譲受人に譲ることで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【5番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「岡山県備前市■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。農地の所在地は「長船町土師209-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,847㎡。譲受人の農地までの距離は300m。

耕作面積は10,886㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は高齢で病気になったこともあり、近隣で耕作を行う譲受人へ農地の譲渡を相談したところ、引き受けるとのことで、話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【6番案件】

譲受人「岡山市東区浦間■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「長船町土師■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■」。

農地の所在地は「長船町土師1299-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は158㎡。「長船町土師1305-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,578㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は9,874㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕

作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人と譲渡人は兄弟であり、実際の耕作状況に変化はなく、所有者の変更があるのみである。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【7番案件】

譲受人「長船町福岡■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「長船町土師■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町土師1309-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は696㎡。「長船町土師1311」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は695㎡。「長船町土師1982」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,548㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は9,874㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について譲渡人と譲渡人は兄弟であり、実際の耕作状況に変化はなく、所有者の変更があるのみである。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【8番案件】

譲受人「岡山県岡山市北区清心町■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■■■■■■■」。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町土師1316-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,291㎡。「長船町土師1316-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,905㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は13,231㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも4名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人と譲受人は親子関係にあたる。耕作も従前どおり行うので所有者の変更のみである。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな

いものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【9番案件】

譲受人「岡山市北区伊福町■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■  
■■■■■■■■」。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■  
■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町土師1975」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,700㎡。「長船町土師1986-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,450㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は13,231㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも4名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について譲渡人と譲受人は親子関係にあたる。耕作も従前どおり行うので所有者の変更のみである。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【10番案件】

譲受人「岡山県岡山市南区千鳥町■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■  
■■■■■■■■」。譲渡人「岡山県倉敷市大内■■■■■■■■ ■■■ ■■■  
■■ ■■■ ■■■■」。農地の所在地は「長船町福里486」。登

記、現況地目はいずれも「畑」。面積は476㎡。譲受人の農地までの距離は25km。耕作面積は14,580㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は市外に居住しており、今後も耕作を行う予定もないことから、譲受人と相談したところ話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【11番案件】

譲受人「邑久町箕輪■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「岡山県倉敷市大内■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在地は「長船町福里211」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は225㎡。「長船町福里221-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は337㎡。「長船町福里222-1」。登記地目は「田」現況地目は「畑」。面積は469㎡。「長船町福里224-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は48㎡。

「長船町福里225-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は201㎡。「長船町福里225-3」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は27㎡。「長船町福里437」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,269㎡。譲受人の農地までの距離は10km。耕作面積は5,751㎡となっております。家族数、耕作者数

はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について譲渡人は市外に居住しており、今後も耕作を行う予定もないことから、譲受人と相談したところ話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【12番案件】

譲受人「長船町服部■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「長船町服部■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町土師157-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は356㎡。「長船町福岡391-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,219㎡。「長船町福岡391-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は191㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は4,151㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は高齢であり、また、体調を崩し施設に入所することとなり、譲受人に相談したところ話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越・山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【13番案件】

譲受人「長船町服部■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「長船町服部■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町服部131-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は363㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は5,287㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について譲渡人は高齢であり、また、体調を崩し施設に入所することとなり、譲受人に相談したところ話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の茂成委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、岡崎委員より説明をお願いいたします。

岡崎委員 1番案件についてご説明します。譲渡人は市外に住んでおり、耕作、管理が出来ないことから譲受人へ譲渡すること。譲受人は、地域でも中心的な農家のため、特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番、3番案件について、松本委員、お願ひします。

松本委員 2番案件についてご説明します。譲渡人は全員市外に居住しており、今後も耕作を行う予定もないことから譲受人へお願ひすることとなった。3番案件は、当該申請地の隣地を譲受人が現在耕作をしており、2番案件と同様に譲渡人全員市外に居住していることから、隣接農地の耕作者である譲受人へお願ひすることとなる。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、4番案件について、山崎委員、お願ひします。

山崎委員 4番案件についてご説明します。譲渡人は市外に居住しており、今後も耕作を行うことができないため、譲受人と一緒にまとめて耕作をしてくれないかと相談したところ話がまとまりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、5番～12番案件について、射越委員、お願ひします。

射越委員 5番案件についてご説明します。譲渡人は高齢で病気になったこともあり、近隣で耕作を行う譲受人へ農地の譲渡を相談したところ、引き受けることとて、話がまとまる。特に問題はないと思ひます。6・7番案件については譲渡人と譲渡人が兄弟であり、耕作状況に変化はなく、所有者の変更のみなので問題ないかと思われます。8・9番案

件については、譲渡人と譲受人が親子関係であり、耕作状況には変化がなく、所有者の変更のみであるため問題はないかと思われま。10・11番案件については譲渡人が市外に居住していることで今後も耕作を行うことがないため、譲渡人へ相談したところ、話がまとまりました。12番案件については、譲渡人が高齢であり、体調を崩したことから施設へ入所することとなる。そのため、耕作もできないため、譲受人へ相談したところ、話がまとまる。特段それぞれ問題はないかと思われま。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、13番案件について、茂成委員、お願いします。

茂 成 委 員 13番案件についてご説明します。これも12番案件と同じく譲渡人が高齢で体調を崩したため、今後管理が出来ないことから譲受人に相談したところ話がまとまりました。特に問題はないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から13番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

#### 【1番案件】

申請人「邑久町山手■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■」。土地の所在地は「邑久町山手1439-1」。地目は「畑」。面積は153㎡。転用目的は「農業用倉庫」。施設の概要は「平屋建 1棟 73.50㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■■。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地であります。

場所につきましては、資料12ページをご覧ください。市立邑久中学校から北東へ約570mところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、1番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

- 大河原委員 1 番案件についてご説明させていただきます。現状の倉庫が大雨等による浸水が激しく、機能していないため、今回新しい農業用倉庫を建築するとのことでした。現地確認も行ったが、特に問題はないかと思われまます。よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第 2 号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第 2 号議案農地法第 4 条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第 3 号議案、農地法第 5 条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案資料 4 頁目をご覧ください。第 3 号議案農地法第 5 条許可申請についてご説明いたします。

【1 番案件】

譲受人「邑久町福中■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山市東区神崎町■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町福中 7 0 3—1」。地目は「畑」。面積は 2 2 6 m<sup>2</sup>。転用目的は「露天資材置場」。農地区分は第 2 種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■ ■■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、農用地区域外農地であります。資料 1 3 ページをご覧ください。福田コミュニティセンターから南西へ約 1 5 6 m ところに位置しております。

【2 番案件】

譲受人「邑久町豊原 9 0 番地の 1 不動産業 有限会社 瀬戸内商事 代表取締役 赤木 保成」。譲渡人「邑久町豊原■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原 1 0 3 3—3」。地目は「畑」。面積は 1 7 m<sup>2</sup>。転用目的は「案内板設置」。農地区分は第 2 種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■ ■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので農用地区域外農地であります。また、農用地区域外農地であります。資料 1 4 ページをご覧ください。豊原コミュニティセンターから北東へ約 2 2 0 m ところに位置しております。

### 【3番案件】

譲受人「岡山市北区白石東新町9番地100 建設業 株式会社ファーストクリエイト 代表取締役 山本 康一」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3315」。地目は「田」。面積は1,842㎡。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3316」。地目は「田」。面積は867㎡。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3317」。地目は「田」。面積は941㎡。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3362-2」。地目は「田」。面積は1,353㎡。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3363-1」。地目は「田」。面積は702㎡。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3367-2」。地目は「畑」。面積は146㎡。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3369-1」。地目は「田」。面積は649㎡。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3370-1」。地目は「田」。面積は1,179㎡。「邑久町本庄3370-3」。地目は「田」。面積は897㎡。譲渡人「岡山市北区津島東■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3371」。地目は「田」。面積は374㎡。「邑久町本庄3372」。地目は「田」。面積は409㎡。「邑久町本庄3373」。地目は「田」。面積は381㎡。「邑久町本庄3374」。地目は「田」。面積は388㎡。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3375」。地目は「田」。面積は908㎡。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3405-2」。地目は「田」。面積は132㎡。転用目的は「物流倉庫」。施設の概要は「平屋建 3棟 3,029㎡ 2階建 1棟 67㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■ ■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料15ページをご覧ください。株式会社日本チャンキー瀬戸内孵化場から北東へ約214mところに位置しております。

### 【4番案件】



- 田中委員 2番案件についてご説明します。当該申請地南側に墓地があり、参拝者用の駐車場もあるが、見通しが悪いため、駐車場の案内板を設置するため、当該申請にいたりました。農地としての面積も非常に狭く、農地としての機能も無いため特に問題ないと思われま。近隣農地等についても特に支障はありません。よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番案件について、正富委員お願ひします。
- 正富委員 3番案件についてご説明します。譲受人より、物流倉庫を建設したいとの要望がありました。当該地区は災害等で浸水する地区であるため、浸水防止の観点から建設する倉庫の計画を立てて現状よりも悪化しないような計画となったため、当該申請に至りました。よろしくご審議の程お願ひいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして、4番案件について、安木委員お願ひします。
- 安木委員 4番案件についてご説明します。申請人は当該地区の隣接地で事業を営んでおり、駐車場が手狭となったため、駐車場の拡大を計画しております。排水等についても特に問題なく、近隣農地等についても特に支障はありません。よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして、5番案件について、射越委員お願ひします。
- 射越委員 5番案件についてご説明します。申請人は当該申請地の近くで事業を行っており、自身の事業用資材置き場を検討したところ、話が各地権者とまとまりました。排水等についても特に問題なく、近隣農地等についても特に支障はありません。よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、1番案件から5番案件について許可に賛成の方は挙手をお願ひします。
- (賛成者挙手)
- 議長 はい、全員賛成ということで、承認とさせていただきます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願ひします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料8頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。4月の通常総会については4月20日火曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。5月の通常総会につきましては、5月18日火曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度3月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年3月11日

議長

署名委員

署名委員